

沖縄県 建設キャリアアップシステム (CCUS) 活用工事 試行要領

令和4年1月26日 土技第1259号 制定

令和5年3月27日 土技第1508号 改定

沖縄県土木建築部 技術・建設業課

(目的)

第1 本試行要領は、沖縄県土木建築部発注工事の受注者等に対し、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促すために必要な事項を定め、もって建設技能者の処遇改善並びに中長期的な建設技能者の確保及び育成に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2 本試行要領において使用する用語の定義は、次に定めるとおりとする。

○CCUS活用工事 : 沖縄県土木建築部発注工事のうち、CCUSを活用するものをいう。

○元請企業 : 沖縄県土木建築部発注工事の受注者をいう。

○下請企業 : 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方、当該工事現場での施工が2週間以内の企業及び資材・運搬・調査・測量・警備業者を除く。

○技能者 : 元請企業及び下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。

○CCUS登録事業者 : 元請企業及び下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。

○CCUS登録技能者 : 元請企業及び下請企業の技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。

○登録事業者率 : $\text{CCUS登録事業者の数} / \text{元請企業及び下請企業の数}$

○登録技能者率 : $\text{CCUS登録技能者の数} / \text{技能者の数}$

○就業履歴蓄積率 : $\frac{\text{建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数}}{\text{工事現場へ入場した技能者の数}}$

○計測日 : 登録事業者率、登録技能者率又は就業履歴蓄積率を計測する日をいう。計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとする。

工事の始期から概ね半年後を初回計測日とし、以降3ヶ月に1回の頻度で設定するものとする。ただし、工期が半年以内である等これによりがたい場合は、初回計測日及び計測頻度については、受発注者の協議の上で変更することができる。なお、少なくとも1回以上計測することとする。

- 平均登録事業者率：登録事業者率の計測日における登録事業者率の平均値をいう。
- 平均登録技能者率：登録技能者率の計測日における登録技能者率の平均値をいう。
- 平均就業履歴蓄積率：就業履歴蓄積率の計測日における就業履歴蓄積率の平均値をいう。
- 管理者ID登録：CCUSを活用する工事の元請企業に所属する技能者が、CCUSにログインするためのIDであって、元請企業が登録するものをいう。
- カードリーダー：CCUSに対応したICカードリーダーをいう。
- 現場利用料：CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数（カードタッチ）ごとに発生する料金であり、元請企業として現場を登録する事業者が支払う費用をいう。

(対象工事)

第3 沖縄県土木建築部が発注する全ての建設工事においてCCUS活用工事の試行対象とし、実施については、受注者における希望型とする。

(実施方法)

第4 発注者は、CCUS活用工事の発注に当たっては、特記仕様書にCCUS活用に関する事項を記載する。

2 受注者は、工事着手前までにCCUS活用について実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告し、計測日の設定等必要な事項については協議するものとする。

3 CCUS活用する場合、本試行要領によるほか、「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」（一般財団法人建設業振興基金）等を参照し、適正に実施する者とする。

(達成状況の確認)

第5 受注者は、達成・未達成にかかわらず、【表1】に掲げる各指標について計測日における活用状況を算出した資料及び【別紙1】建設キャリアアップシステム活用工事結果報告書を、工事完成検査日までに発注者へ提出すること。

2 発注者は、受注者が提出した資料に基づき、【表1】に掲げる各指標について達成状況を確認するものとする。

【表1】

指標	最低基準	目標基準
平均登録事業者率	70%	90%
平均登録技能者率	60%	80%
平均就業履歴蓄積率	30%	50%

(工事成績評定)

第6 発注者は、第5の規定による確認を行い、第5【表1】に掲げる最低基準を全て達成した場合は、工事成績評定の「5 創意工夫」【その他】として、【CCUSの活用】と記載し評価するものとする。

なお、最低基準を達成できなかった場合においても減点を行わないものとする。

(未達成項目の報告等)

第7 受注者が、第5【表1】に掲げるいずれかの指標に係る最低基準を達成しなかった場合は、**【別紙1】建設キャリアアップシステム活用工事結果報告書において、工事名、未達成の要因及び改善策を工事完成検査日まで**に発注者に報告させるものとする。

(CCUSに係る費用)

第8 CCUS活用工事に係る費用（登録費用、機器設置費用、現場利用料等）は、受注者が負担するものとする。

(その他)

第9 本試行要領に定めのない事項については、別に定める。

(特記仕様書)

第10 特記仕様書への記載例を下記のとおりとする。

第〇条

見出し：CCUS活用

項：

★★対象工事に記載★★

事項：

本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。

受注者は、工事着手前までに CCUS 活用について実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。

実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシステム (CCUS) 活用工事試行要領」、及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」（一般財団法人建設業振興基金）等を参照し実施するものとする。

附 則

1. 本要領は令和5年4月1日以降予算の執行伺いを決裁する工事から適用する。
2. 旧要領（令和4年1月26日土技第1259号通知）については廃止とする。ただし、令和5年3月31日までに予算の執行伺いを決裁する工事については、旧要領による。
3. 受注者の希望がある場合は、上記2. 該当する場合においても、受発注者の協議の上で本要領を適用することができる。

建設キャリアアップシステム活用工事結果報告書

工事名： ○○○○工事
 工期： 令和○年○月○日～令和○年○月○日
 受注者： (株)○○建設
 発注者： ○○土木事務所 ○○班

指標	結果	最低基準未達成の要因 (達成の指標は記載不要)	改善策 (達成の指標は記載不要)
平均登録事業者率 (最低基準70%)	○%	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○
平均登録技能者率 (最低基準60%)	○%	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○
平均就業履歴蓄積率 (最低基準30%)	○%	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○

【別紙1】の提出先

受注者



工事完成検査日までに報告

発注者



検査調書の決裁後、速やかに報告メール

沖縄県土木建築部 技術・建設業課 技術管理班
 建設キャリアアップシステム結果とりまとめ担当者あて
 Eメール： aa060119@pref.okinawa.lg.jp
 電話： 098-866-2374

制度の状況確認及び今後の検討のため、結果を収集しております。

併せて建退協について状況調査がございます。ご協力をお願いします。

Q1. 建退協において電子申請方式を活用しましたか？	はい ・ いいえ
Q2. CCUSにおける就労状況報告書の電子データを、建退協の電子申請方式に活用しましたか？	はい ・ いいえ

以上です。ありがとうございました。